

## 令和5年度事業実施に向けての基本方針と重点推進項目及び事業計画(案)

### [基本方針]

新型コロナウイルス感染症が出現し、日常が大きく変わって3年が経過しています。感染症は変異を繰り返し現状では重症度が低い株となっており、政府は5月8日から5類感染症に位置づけることとなっています。

既にほとんどの国で、感染症によって疲弊した社会生活、経済を回復させる方向で動いており、我国でも感染症対策には留意しつつも、新しい局面に移行しようとしています。

このような状況の下、地域コミュニティの弱体化や地域での健全な人の往来と情報の共有ができない環境は地域福祉の増進にとって逆風となっています。人々が地域社会とつながりながら安心して暮らせる社会の構築のためには、住民同士の助け合いが必要となり、そのための地域づくりが社協に求められていると考えられます。

少子高齢化、人口減少時代を迎える中、国が掲げている全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会「地域共生社会」の実現には、「地域の支え合い」のシステムが必要であり、包括的な支援ができる体制が必要です。

そのために、令和5年度においても重点推進項目を中心に事業を展開し、地域福祉にとっての社協の存在意義を向上させるよう努めていきます。

### [重点推進項目]

#### 1. 地域づくりの推進

地域に暮らす人々が、お互いに支えたり、支えられたりする中で幸せに暮らしていける社会の構築のためには、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティが必要です。

以前にはあったこのシステムを再現させるためには、社協が担う福祉教育において、福祉について関心を持ってもらい、多様性を認め合い、地域生活課題を自分たちの地域の問題として認識してもらう必要があります。そして、その解決のために知恵を出し、汗を流してくれる人材を育むことが大切になってきています。

社協の中では「地域福祉は福祉教育に始まり、福祉教育に終わる」との言葉があります。この原点に立ち返り、あらゆる世代を対象に、自治会や学校、教育委員会、社会福祉法人などと連携をとりながら福祉教育事業を進めていきます。

#### 2 相談・支援業務の充実

福祉ニーズは時代とともに変化します。超高齢社会を迎え、地域生活課題も複雑化、複合化してきています。80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう8050問題、

介護と育児が同時期にくるダブルケア、40代、50代のひきこもりなど属性別の支援体制では解決できない問題が増えてきています。これらに対しては、包括的な支援体制が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症による生活困窮への施策として実施した生活福祉資金特例貸付は、貸付の返済やその後の生活に関する相談や支援が、大きな業務として課せられてきます。

これらに加え、従来の生活困窮者の自立に向けた相談支援事業、判断能力の不十分な方への福祉サービス利用援助や金銭管理を行う日常生活自立支援事業などに取り組んでいきます。併せて、社協による成年後見も必要となる方が増えてくると見込まれますし、関連する死後事務の増加も見込まれます。

このように複雑で複合的な地域生活課題への包括的支援体制として、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が創設され、これに対する検討も重要課題となっています。

これらの業務量増加に対応するため、職員体制の整備や職員のスキルアップを図っていきます。

### 3 災害時福祉支援活動の取り組み

この数年取り組んできた事業となりますが、災害は、高齢者、障害者、子供など、社会的に弱い立場にある人びとに特に大きな被害をもたらします。社協は常にこの生活弱者と向き合っていることから、危険と隣り合わせの災害時での取り組みは重要なものとなります。

その前提として、社協の事業継続計画（BCP）を策定し災害時に備えます。また、災害時に支援を必要とされる方への対策として、50世帯から100世帯の集落を対象に、避難時要支援者への支え合いマップの策定支援を行いたいと考えています。この事業は、地域福祉を推進していくために必要な地域力の増進にもつなげていきたいと考えています。

### 4 財政基盤の強化

小豆島町社協を取り巻く経営環境は大変厳しいものがあります。その要因としては、社協に対する寄付の減少、地方公共団体の財政赤字に伴う運営費補助の減額、人件費の伸びなどがあげられます。

本社協においては、社会福祉充実計画に基づく基金取り崩しにより、収支均衡を図っている状況です。また、人件費についても採用形態を変えるなどして削減に努めています。

しかしながら、令和4年度で計画にある基金取り崩し予定額に達しようとしており、収支均衡を図るには財政基盤の強化が急務です。

本社協では、他団体事務など全く収益がない事業も抱えており、法人経営が難しい状況です。地域福祉の担い手への運営費補助の在り方について、町側との協議を進めていきます。

## 5 こまめ事業の実施（生活支援体制整備事業）

こまめ事業とは高齢者の生活の困りごとを把握し、地域で支え合う体制を整える事業です。生活支援コーディネーターとして町高齢者福祉課から1名、小豆島町社協から2名が出て、事業の実施に当たっています。

令和4年度に実施したこまめ隊（ボランティア）の養成、サロンのリーダーを対象としたこまめリーダー会議の開催、オリーブ健康塾でのこまめ授業への協力などを継続実施します。

また、今年度は、リーダー等が他のサロンを見学するための体制づくりや会員や参加者減少等の問題を少しでも解消できるよう勧誘のためのPRブックを制作します。

## [事業計画]

### 1 総務（総務係）

#### （1）組織運営

##### ①一般会員への理解浸透、賛助会員の拡充（定款第2条第13号）

各方面に社協の役割、存在意義を十分に説明し、自治会、福祉委員と連携をとって一般会員の確保、賛助会員の加入促進を図る。

##### ②運営費補助金復元に向けての協議（定款第2条第13号）

社会福祉充実計画における基金取り崩しによる経営が可能であるとの判断に基づき減額されている運営費補助について、行政の補完的な業務を行っていることを数値化するなど、行政との協議を進め運営費補助の基準策定に取り組む。

また、地域福祉に関わる新たな事業を企画提案することにより、事業費補助についても協議を行っていく。

#### （2）社協職員のスキルアップ

##### ①相談・支援業務には、福祉に関わる幅広い知識が必要であり、日々の業務を通じてのOJTはもちろんのこと、系統だった専門知識を吸収するための研修に積極的に参加する。（定款第2条第13号）

##### ②全国社会福祉協議会の企画している各種研修について、必要があるものには積極的に参加していく。（定款第2条第13号）

##### ③職員間における情報の共有（職員会議、勉強会の開催、朝礼での一日の業務内容周知）を行う。（定款第2条第13号）

##### ④地区担当制は、地域福祉の現状把握や福祉ニーズのアプローチに重要な役割を果たしており、自治会や民生委員児童委員、福祉委員との協議の場を作り、職員のスキルを高める。

### (3) 相談支援

#### ①心配ごと相談所の開設（定款第2条第7号）

- ・相談員の研修会を開催する。
- ・他の相談業務との連携を図る。

#### ②介護相談員派遣事業（定款第2条第13号）

- ・サービス提供事業者等に、介護相談員を派遣し、サービスを利用する者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業者における介護サービスの質の向上を図る。令和2年度、3年度及び4年度では、新型コロナウイルス感染症の影響で施設への訪問ができなかった。今後、施設側の意向を聞きながら取り組む。

### (4) 広報活動の推進（定款第2条第3号）

- ・小豆島町社協の事業内容を、広く地域住民の方に知ってもらう広報活動事業として、広報誌「ふくしだより」を年2回発行する。
- ・誌面のデザインに読みたくなるようなものを取り入れ、年代を問わずだれにでも読んでもらえる広報誌とする。
- ・令和4年度でリニューアルした小豆島町社協のホームページを十分に活用し、適時な情報を発信することにより法人イメージを向上させる。
- ・小豆島町社協への認識は十分ではなく、このことが社協の存在意義の理解を妨げることに繋がっていると思われる。これを打開するためイメージアップを図る取組を進める。

### (5) 法人の危機管理（定款第2条第13号）

- ・地球環境の変化に伴う自然災害や新型コロナウイルス感染症など事業実施に障害となる事象が多発しているため、法人の事業継続計画（BCP）を策定する。

### (6) 共同募金運動に協力（定款第2条第6号）

小豆島町共同募金委員会の運営及び共同募金運動への支援を行う。

### (7) 災害時対応事務（定款第2条第13号）

- ・小豆島町と締結している災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を円滑に実施するための訓練を実施する。
- ・避難時要支援者の避難に資する支え合いマップ策定のために、モデル地区の選定、住民説明、街歩き、マップの作成などの一連の事業を実施し、避難訓練につなげていきます。

### (8) 小豆圏域ネットワーク会議での取組の推進（定款第2条第13号）

- ・社会福祉法改正により、社会福祉法人等が地域における公益的活動実施の責務が規定された。小規模法人が多い小豆圏域においてはネットワー

クを形成してこれにあたっている。

- ・ 結成された小豆圏域ネットワーク会議の事業として、小豆圏域における災害時の福祉的支援につながる事業や公益的活動を行うための職員のモチベーション向上を図る。
- ・ 圏域の福祉事業所の人材確保は重要な地域課題となっており、ネットワーク会議での取り組みを進めていく。

#### (9) 関係団体との連携

- ・ 地域福祉の担い手である民生委員児童委員との連携を深めるため、民生委員児童委員協議会の円滑な運営を図る。
- ・ 小豆島町老人クラブ連合会の運営に協力する。
- ・ シルバー人材センターとの連携協力を図る。

## 2 地域福祉の推進（地域福祉係）

### (1) 小地域ネットワーク推進事業（定款第2条第13号）

自治会長、民生委員児童委員、福祉委員、老人クラブ会長でネットワークをつくり、絆バトンの配布をとおして、小地域での支え合い、見守り、声かけを推進する。

#### ①絆バトン等の配布、更新

絆バトンは、高齢者や健康上不安のある方の安全・安心を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておき、万一の救急時に備える。

新たな利用者の掘り起こしと情報の更新を図るため、地区担当者を中心に事業を進める。

#### ②ヘルプカードの普及

内部障害、難病、発達障害、妊娠初期等、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている者にカードを交付する。携行した者が援助又は配慮を必要としていることを知らせることで、周囲の者の理解を促し、思いやり社会の実現を図ることを目的とするヘルプカードの普及に努める。

#### ③地域への働きかけ

地域や民生委員児童委員さんの会合に参加して、社協の各事業について、説明するとともに、地域の福祉課題について協議する。

### (2) 地域福祉推進事業（定款第2条第2号）

地域での福祉活動に対する自治会への助成を行う。

### (3) ボランティア活動・福祉教育の推進

#### ①地域ボランティア活動推進事業（定款第2条第8号）

- ・学生に対する福祉教育に関して、町教育委員会や学校関係者と協議の上、適切な事業を行う。
- ・お花見を通じ、施設入居者と地域ボランティアとの交流を図る。

②福祉委員活動事業（定款第2条第13号）

福祉委員の活動について地区代表者会及び研修会を実施する。

(4) 町行政、福祉関係機関との連携協力

①香川おもいやりネットワーク事業（定款第2条第11号）

地域のあらゆる生活課題・福祉課題に対応するため、社会福祉法人施設、社会福祉協議会、民生委員児童委員との連携・協働により、それぞれの持つ機能を活かし、訪問や相談活動を通じて制度につないだり、緊急を要する場合などは、食材の購入などの現物給付による生活支援を行ったり、総合相談・支援に取り組む。

(5) 相談支援体制の充実強化

①日常生活自立支援事業（定款第2条第10号福祉サービス利用援助事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方を対象とし、さまざまな福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う利用料の支払い、日常的な金銭の管理などの支援をする。

②生活福祉資金貸付事業（定款第2条第9号）

低所得者世帯（必要な資金を他から借りることが困難な世帯）、障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者）の属する世帯又は高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図る。

コロナウイルス感染症に起因する生活困難者への特例貸付の償還が始まっているため、債権管理事務を担当する職員を1名増員し、償還や生活の関する相談に対応し、必要に応じて償還猶予や減額、免除申請の支援をする。

③生活困窮者自立相談支援事業（定款第44条第3号）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談、就労準備、家計相談等の支援を行う。

④法人後見の実施（定款第2条第13号）

・令和3年度より成年後見制度に取り組んでおり、現在2件受任している。  
日常生活自立支援事業からの移行や町長申立の事例について、受任を検討していく。

・専門知識の習得が必要であり、研修に参加する。

⑤重層的支援体制整備事業

・令和3年の社会福祉法改正により、包括的支援体制を進めるための事業として社会福祉法に規定された事業であり、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を行うもので、実施主体は地方自治体となるので、

行政に働きかける。

(6) 生活支援コーディネーター事業（定款第2条第12号）

- ・小豆島町が実施する生活支援体制整備事業において、こまめ事業として「つながりづくり」、「人づくり」、「居場所づくり」を進めていく。
- ・地域福祉課題を十分に取り込むための地区担当制を充実させ、自治会、民生委員、ボランティアの皆さんとの連携を進める。
- ・こまめリーダー会議を通して情報交換をしながら地域の現状を把握する。

(7) 一人暮らし高齢者を励ます会（定款第2条第2号）

在宅で77歳以上の一人暮らしの方を地域の拠点である公民館、集会所等に招き、交流会を実施する。

(8) 配食サービス事業（定款第44条第1号）

食事を作ることが困難な高齢者世帯に対し、栄養バランスの良い食事を提供するとともに、安否確認を行うため、週5回（月、火、水、木、金）昼食弁当の配食サービスを実施する。

(9) 生活支援サービス事業（定款第44条第2号）

在宅の一人暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助を行う。

(10) ファミリサポートセンター事業の検討

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ事業について、そのニーズ調査を含め検討を進める。

(11) その他の事業

①防水シート配布事業（定款第2条第13号）

高齢者が住み慣れた地域で在宅生活が送れるよう、防水シートを配布する。

②福祉機器貸出事業（定款第2条第13号）

車いすの貸し出しをする。

③葬祭具貸出事業（定款第2条第13号）

葬儀のために祭壇の貸し出しをする。